

神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年3月3日（月）18：10～18：15
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員給与課長、労務制度係長
（組合） 副執行委員長、書記長、書記次長
4. 議 題：教育委員会における勤勉手当の職場応援加算制度について
5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて心から感謝申し上げます。

さて、本日は、「教育委員会における勤勉手当の職場応援加算制度」について、ご提案させていただきます。

それでは、お配りしております「教育委員会における勤勉手当の職場応援加算制度について（案）」をご覧ください。

本日、市労連の小委員会交渉において妥決をした勤勉手当の職場応援加算制度につきまして、教員については、その業務の特殊性を考慮し、会計年度任用職員が代替配置されている場合においても、その配置時間が38時間45分に満たない場合は、応援加算の対象とさせていただきます。

私からは以上でございます。

（組） 今回提案のあった本制度は、時間外勤務手当のない教員が未配置の状況でただ業務負担が増えていたこれまでの状況を改善させる面があるのは確かですが、どの業務も学校全体で分け合い、全員でとりくんできた学校現場において、一部の業務に手当が支給されることは、大きな変化だと受け止めております。

以下の点は、市労連交渉でも確認した内容ですが、この場でも確認させていただきます。

学校現場において欠員が生じた場合は、教育委員会事務局の責任において代替職員を確保することが何よりも求められていますので、教職員人事課を中心に、最大限の対応をしていただきたいと思います。

制度実施にあたっては、職場内で不公平感や分断につながることをないように、制度の趣旨を管理職と十分に共通理解したうえで対応していただきたいと思います。応援職員の指定にあたっては、過重労働にならないように、当該職員の意向も確認したうえで、慎重に対応するよう、学校長へ話をしていただきたいと思います。

最後に、加算金額の設定については、制度導入後に運用状況や職場実態を踏まえ、制度検証を行ったうえで、必要な対応や労使協議を行うよう市労連が申し入れていますので、教育委員会事務局としても制度検証に協力していただきたいと思います。

提案については、持ち帰り協議させていただきます。

(市) ご指摘のとおり、まずは欠員が発生しないよう、総力を挙げて人材確保策に取り組むとともに、制度導入後の検証についてもしっかり行ってまいりたいと考えております。